

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第二百二十一号

農林水産業調査指導員である農林水産業調査員を次のように任免した。

昭和二十四年五月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行の区域 任免年月日

松本 幸夫 龜家 浩三 米子市 昭和二十四年二月十日

山本 正雄 太田 孝憲 岩美郡大茅村 同三月一日

有吉 直美 浜野 幸男 同網代村 同六月

吉田 五郎 堀壽 一 同田後村 同二月

生田 初義 松本 英俊 八頭郡賀茂村 同一月十七日

中島龍之助 猪本甚市郎 同國中村 同十八日

寺坂 実衛 藤田 良雄 同船岡村 同三月二日

昭和二十四年五月十日 第二千九百九号 火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5刊

坂下 芳次 山根 時隆 同大伊村 同二月二十六日	荻原 春親 松岡 篤男 同河原町 同九日	田中 嗣男 川島 政男 同八上村 同三月十四日	上原 良一 長谷 肇 同西郷村 同二月二十八日	池内 茂雄 高井 壽雄 同社村 同	石破 衛 宮本 丹一 同大御門村 同二十六日	高本 喜義 尾崎清太郎 同隼村 同三月二十八日	木原 愛治 木原 立身 同安部村 同七日	田中 菅敏 岡垣 君江 同上私都村 同二月二十八日	藏内 壽明 藏内 繁明 同下私都村 同一月十七日	山本 英夫 守田 武雄 氣高郡大和村 同二月二十一日	森田 禎恭 横山 清 同美穂村 同一月十八日	小林 昭 中村光次郎 同大正村 同十九日	林 隆政 岩中 武夫 同東郷村 同三月四日	坪本 義光 奥村 淳一 同湖山村 同二日
--------------------------	----------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------	------------------------	-------------------------	----------------------	---------------------------	--------------------------	----------------------------	------------------------	----------------------	-----------------------	----------------------

竹本 武雄	山中 民夫	同寶木村	同七日	永田 善孝	谷口 孝市	同大誠村	同三月三日
中原 信子	田中 敏夫	同逢坂村	同一月二十六日	平信 勤	安田 勝儀	同榮村	同二月十八日
長谷川 昇	尾崎 晴野	同日置谷村	同三月七日	後藤 敏明	河本 時藏	同下郷村	同二十一日
野藤 和人	見生 益藏	同勝部村	同五日	井上 功	御古 正夫	同古布庄村	同三月十一日
森 愛子	小谷 榮	東伯郡西郷村	同一日	塩谷 昌次	浪花 寛藏	同八橋町	同十九日
津村 武男	椿 麟太郎	同長瀬村	同七日	沢田 宗足	小沢 隆則	同上山村	同三十一日
岩崎 正道	増井 正好	同橋津村	同十八日	前田 長藏	福岡 光雄	同下山村	同二十日
前田佐都留	牧田 清一	同花見村	同二十二日	青砥久二雄	足立 延春	西伯郡夜見村	同七日
岸田 猛	日置 芳子	同三朝村	同十九日	竹内 稔	入江 英治	同成美村	同一日
近藤 繁徳	岩田 留由	同三徳村	同十八日	桑名 勇	野口 幹雄	同天津村	同
坂田 正敏	横山 史郎	同倉吉町	同二月三日	三原 英雄	加藤 守	同手間村	同三日
森 義男	水谷 和夫	同小鴨村	同三月二日	鹿島 とし	土井 正美	同春日村	同五日
石田 達男	竹中 豊繁	同上小鴨村	同	大槻 退藏	上田 秀穂	同大高村	同十四日
杉山 武雄	太田 忠雄	同矢送村	同二十三日	山根 俊吾	松中 惣太	同大和村	同一月二十日
小椋 哲	小椋 久子	同山守村	同二十一日	吉田多鶴子	奥村 晋志	同字田川村	同三月一日
塚根 秀春	井勢 邦雄	同灘手村	同十九日	馬田 実	遠藤 寛	同大山村	同二月二十八日
河本彦太郎	石村 常重	同上北條村	同二十八日	杉原 敏郎	権田繁次郎	同庄内村	同三月十五日
村尾 清藏	河本 寅雄	同北條村	同一月二十日	野坂 繁雄	山本 達雄	同名和村	同二日

鳥取縣告示第二百二十二号 市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ

金田 晋	吉田 堅一	同元徳村	同二月二十七日
長田 実	神庭 良三	日野郡二部村	同三月四日
永田 善孝	谷口 孝市	東伯郡大誠村	同八日
門永友太郎	木村 英憲	西伯郡境町	同十六日
加藤 正三	徳岡 方治	日野郡江尾町	同四月一日
橋本 俊吉	森川 信雄	西伯郡上道村	同七日
角田松太郎	陶山 熊夫	同大田村	同
生田 初義	松本 英俊	八頭郡賀茂村	同九日
岡田 実	尾崎傳一郎	同山郷村	同十二日
鈴木 武	行部 陸男	氣高郡浜村町	同十四日
西村 壽信	武田 豊	岩美郡米里村	同二月二十六日
見染 矩男	保木本 勉	八頭郡八東村	同三月四日
佐々木政視	倉本 忠男	日野郡多里村	同九日
竹本美龜藏	三橋 政好	氣高郡末恒村	同四月二十六日
大塚 武夫	武部 武夫	西伯郡法勝寺村	同三十日

うに仮設建築物の建築を許可した。 昭和二十四年五月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 鳥取市藪片原町六十八番地先 浜 田 笑 子
- 一、建築物の位置 鳥取市藪片原町六三ノ四番地先
- 一、同 用途 店舗併用住宅
- 一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 二棟
- 一、同 規模 建築面積 六七、八六平方米 突出する部分 同
- 一、許可條件
- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
- 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。
- 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の

00341

◆鳥取縣告示第二百二十三号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年五月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市西品治三八〇ノ二

合資会社山野織維板工場

代表社員 島田 正典

一、建築物の位置 鳥取市西品治三八〇ノ二

一、同 用途 和紙仕上室

一、同 構造 木造 鉄板葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 一四五、四三平方米

突出する部分 九二、〇〇同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすることを認める。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◆鳥取縣告示第二百二十四号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年五月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 岩美郡大茅村石井谷二六七

宮 垣 源 藏

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすることを認める。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

00342

一、建築物の位置 鳥取市五川町五丁目一五三番地

一、同 用途 店舗併用住宅

一、同 構造 木造 杉皮葺 二階建 一棟

一、同 規模 建築面積 三三、五八平方米

突出する部分 一六、七〇同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすることを認める。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年五月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市東品治町二二一ノ四

因幡木材株式会社 長 岩 岸 政 勝

一、建築物の位置 鳥取市東品治町二二一ノ四番地

一、同 用途 店舗併用住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一、同 規模 建築面積 三二、三平方米

突出する部分 八、九同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすることを認める。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

◆鳥取縣告示第二百二十五号

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。
 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

◇鳥取縣告示第百二十六号
 木材業者及び製材業者登録規則第四條の規定に基き次のように登録した。
 昭和二十四年五月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住 所	氏 名	木材業 の別	材種	登録番号	登録 年月日	営業所工場の位置
岡山縣眞庭郡川上村下徳山 二三六	杉村伊佐雄	木材業				
八頭郡智頭町智頭一八二〇	紺屋木材株式会社	同		鳥取縣24受林 第六〇六号	昭和 四年四 月一日	日野郡溝口町 根雨原五四六
同池田村小船三九六	清水林業株式会社	同		同第七五〇号	同	住所に同じ
同智頭町大脊一、一五三	久本林産株式会社	製材業	一般製材	同第七五五号	同	同
同	同	木材業		同第七八三号	同	同
日野郡日野上村生山 一七二ノ一	日榮産業株式会社 生山営業所	製材業	一般製材	同第七八四号	同	同
同	同	木材業		同第七八六号	同	同
八頭郡智頭町早瀬二七二ノ三	那岐木材有限公司	木材業		同第七八七号	同	同
同	同	同		同第七八五号	同四月 九日	同
西伯郡上長田村大木屋一六一	大田貝雅由	同		同第七九九号	同	西伯郡法勝寺村落合 三五三ノ三

米子市東倉吉町一三四ノ二	有限会社 米子木器工業所	木材業	一般製材 一貫作業	同第八〇〇号	同	同
西伯郡賀野村御内谷九八六	精山徳重	同		同第七三二号	同	同
米子市錦町一一三	木村延二	同		同第七三三号	同	米子市四日市町九〇
同東倉吉町一三四ノ二	有限会社米子木器工業所製材業	一貫作業		同第七三六号	同	住所に同じ
日野郡米沢村下蚊屋一九一	長束政治郎	木材業		同第七四四号	同	同
同石見村上石見九三四ノ一	山上 篁	同		同第七四五号	同	同
同根雨町根雨一四〇ノ一	株式会社浦谷材木店	同		同第七四六号	同	米子市道笑町二丁目一九〇
八頭郡八東村才代四九	花木直之	同		同第七四七号	同	住所に同じ
東伯郡倉吉町新町一丁目 二四二三ノ二	野崎源市	同		同第七四八号	同	同
姫路市坊主町三七	上月正治	同		同第七四九号	同	東伯郡倉吉町大正町 一、〇七五ノ二〇
西伯郡境町明治町三五	浜田茂幸	製材業	一般製材	同第七九〇号	同	住所に同じ
同大幡村吉長三〇五ノ一	後藤 宏	木材業		同第八〇一号	同	同
鳥取市三軒屋一五	山本工業合資会社	同		同第八一三号	同	鳥取市北本寺町三七
同	同	製材業	一般製材	同第八一四号	同	同
同東品治町一七ノ八	末廣木材株式会社	木材業		同第八一五号	同	住所に同じ

同	同	製材業	一般製材	同第八一六号	同	同
同吉方四区三七九ノ二	三光履物工業株式会社	一貫作業	同第八一七号	同	同	同
同	同	木材業	同第八一八号	同	同	同
岩美郡福部村細川三四四	横山莊一	同	同第八一九号	同	同	同
鳥取市西品治町七七三	山根康敬	製材業	一般製材	同第八二〇号	同	同上 一八六
西伯郡大國村絹屋一、一二七	塔田兼次郎	同	同	同第八二四号	同	同上 一、一二六
岩美郡浦富町浦富一、七三四	永美正雄	木材業	同	同第八二二号	同	住所に同じ
同本庄村河崎三六	八田松太郎	同	同	同第八二三号	同	同
日野郡根雨町根雨四六〇	緒形舜一	製材業	一般製材	同第八三四号	同	同上 一六〇ノ二
氣高郡鹿野町鹿野一、六七一	高田勲	木材業	同	同第八六八号	同	住所に同じ
同明治村嶺原三七四	加藤一榮	同	同	同第八七二号	同	同
東伯郡倉吉町越中町	金田勘市	同	同	同第八七三号	同	同
一七三八ノ一						

昭和二十四年五月十日印刷
 昭和二十四年五月十日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
 第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町